



公開草案「ヘッジ会計に適格なエクスポージャー」(「ポーション」に関する公開草案)

国際会計基準審議会 (IASB) は、2007 年 9 月、公開草案「ヘッジ会計に適格なエクスポージャー」を公表しました。PwC のグローバル ACS センtral チームの Scott Bandura が、当草案による影響を検討し、しばしば「ポーション (portions)」に関する公開草案と呼ばれることのある当草案について PwC の見解を示します。

「ポーション」とは何か？

IAS 第 39 号は、企業に対し、ヘッジ目的のために金融商品の一部を「分離 (carve)」し、金融商品のキャッシュ・フローの一部あるいは公正価値をヘッジ対象に指定することを許容しています。これには、例えば、変動金利負債について LIBOR (ロンドン銀行間取引金利) にスプレッドを加算した額を支払う場合、LIBOR 部分のみをヘッジ対象に指定する場合などがあります。企業はデリバティブの中でヘッジされているリスクに対応する部分を指定することができるため、金融商品の一部をヘッジできることは有用となります。これによって非有効部分を減少させることができます。

この公開草案が公表された理由

国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC) は、IAS 第 39 号で「ポーション」として適格とされるものに関する指針の公表を求める提案を多数受取りました。IFRIC は、個別の問題に対して回答するのではなく、IAS 第 39 号における「ポーション」が何を意味するかについて、指針の作成を試みました。しかし、IFRIC ではこれに関して結論に至らなかったため、この問題は IASB に付託されました。

IASB は、以下を目的に、詳細な指針の作成を決定しました。

- (i) ヘッジ対象リスクとしての指定に適格なリスクを特定する; および
- (ii) ヘッジ関係のどの部分をヘッジ対象に指定できるかに関する追加的な指針を提供する

IASB は、最終的な目標は、現行の実務を変更することではなく、ヘッジ対象として指定できる部分とできない部分に関して、当初から方針を明確にすることだと述べました。

PwC の見解

この提案は、どの部分をヘッジ対象とするかを決定する、規則主義のアプローチとなっていると考えられます。我々は、以下の理由から原則主義のアプローチを支持します。

- IFRS は原則主義の基準である
- 原則主義のアプローチは、ヘッジ会計を簡素化する IASB の目的と首尾一貫している
- 原則主義のアプローチは、規則主義のアプローチよりも持続性があり、新たな商品やヘッジ戦略への適用が可能である
- 規則主義のアプローチでは、判断を適用する機会が減るため、取引の構造化の機会が生じ易くなる

代替処理案

PwC のレスポンス・レターは、ポーシオンをヘッジ会計上、適格とするための対応を図るための原則を以下のとおり提案しました。

「ポーシオン」の基礎となる原則

- ヘッジ対象のキャッシュ・フローのポーシオンは、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー全体のうちの個別に識別可能な部分となる。
- ヘッジ対象の公正価値のポーシオンは、市場参加者が当該金融商品の公正価値の決定にあたり考慮する可能性のあるヘッジ対象の公正価値の要素として個別に識別可能な構成要素となる。

リスクを基礎とする原則

- ヘッジ会計に適格なリスクは、指定したヘッジ対象に係る公正価値あるいはキャッシュ・フローに対して、予測可能かつ信頼性をもって測定可能な効果を有しているものでなければならない。

これらの原則は、IASB の主な懸念のひとつである、ヘッジの有効性について信頼をもって評価する能力に十分対応するものです。

購入オプションを用いた将来キャッシュ・フローのヘッジ

企業は通常片側リスク(one-sided risks)のヘッジを行います。例えば、変動金利 LIBOR 負債を有する企業は、LIBOR が標準的なレベルを超えるリスクを制限する金利キャップを購入する場合があります。この場合、当該企業は金利が低下しても不利益を被らないため、片側リスクと言えます。また外貨建の将来の予定取引を行う企業は、為替が当該企業に不利に変動するリスクを軽減するために外貨オプションを購入する場合があります。

IFRIC は、(片側リスクのヘッジにおいて、)ヘッジ対象を(ヘッジ対象リスクの指定および非有効性テストのために、一般に「仮定デリバティブ(hypothetical derivatives)法」と呼ばれる方法を用いて)仮定上の売建てオプションとして、ヘッジ指定できるかどうかについて、問われていました。IFRIC は、暫定的に IAS 第 39 号はそのようなアプローチを許容していないと結論し、この影響について暫定的な議題にする決定を公表しました。この決定はその後撤回され、IFRIC の以前の決定を確認することを目的とした「ポーシオン」に関する IASB の公開草案の公表に委ねられていました。

PwC の見解

我々は、金融および非金融ヘッジ関係に対する、ヘッジ戦略を基礎としたオプションの有効性の評価にあたって、仮定デリバティブ法の使用を支持します。

この公開草案における結論の根拠は、この指針は金融商品に対してのみ適用されると指摘しています。しかしながら、通貨オプションを用いた外貨建の予定販売取引のヘッジなどの金融ヘッジ関係に関しては、ヘッジ戦略を基礎としたオプションが一般的です。IASB は、非金融ヘッジ関係において仮定デリバティブ法の使用の禁止を意図していた可能性があります。しかしながら、現在草案で示されている基準の修正では、その意図は達成されていません。

経過措置

この公開草案は、当基準の修正について遡及適用を求めています。

PwC の見解

この経過規定は、IAS 第 39 号におけるヘッジ指針に対する過去の修正と首尾一貫していなければなりません。すなわち、この基準は、移行日における再指定を要求し、当基準の改訂前に認識され資本に計上した金額をその後も繰り延べることを許容しています。

お問合せ： あらた監査法人(広報)

あらた監査法人

〒108-0014

東京都港区芝浦4丁目2-8

住友不動産三田ツインビル東館13階

電話:03-6858-0179(直通)

メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 150 ヶ国に 146,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計及び監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質の監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved.

'PricewaterhouseCoopers' refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the other member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.